

まだまだ減らない！ 架空請求にご注意ください！



架空請求とは…



利用した覚えがない架空の商品やサービスの利用料を携帯電話のメールや、ハガキで突然請求し、金銭をだまし取ろうとする詐欺の手口です。

特にメールで『有料サイトの登録料』『有料動画の未納料金』などの名目で請求してくる場合が多いようです。

★架空請求の中でも29年度は特に・・・

- ☑ 実在する大手ネット通販関連事業者をかたる架空請求
- ☑ 『法務省管轄支局』を名乗る『訴訟最終告知』ハガキ

以上の2件に関する相談が急増しました！



架空請求への対処法



架空請求は「本日まで連絡」や「法的手続きを取る」など、短い時間での判断をせまり、あせらせ、不安をあおるおどし文句を使用し、冷静に考える事ができないよう仕向けています。



架空請求への1番の対処方法は

無視することです！



絶対に自分から連絡してはいけません。慌てて連絡をしてしまうと、金銭だけでなく個人情報なども盗み取られる可能性があります。

消費生活センターでは…

架空請求以外にも契約に関するトラブル、悪質商法に関する相談など、様々な消費者トラブルを専門の相談員が受け付け、一緒に問題解決のお手伝いをしています。消費者トラブルでお困りの場合はお気軽にご相談ください。



太宰府市消費生活センター



●開催日時●

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要

●場 所● 市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

●開催日時●

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時(一人30分程度) ※要予約

●場 所● 市役所2階 201会議室

<問い合わせ・相談予約申し込み>

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)